

新市域における地域支え合い推進員の 取り組みについて

- ・地域包括ケアシステム推進連絡会
（令和元年度～令和5年度）
- ・地域共生社会推進連絡会
（令和6年度～）

社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会

もくじ

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
2. 生活支援体制整備事業について・・・・・・・・P1
3. 地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)について・・・P1～P2
4. 協議体(第一層～第三層)について・・・・・・・・P2
5. 第二層協議体立ち上げの経緯(用瀬町)・・・・・・・・P3～P5
6. モデル地区からの水平展開について・・・・・・・・P5～P6
7. 各町の取り組みについて(設置順)・・・・・・・・P6～P42
8. 今後の課題・展望について・・・・・・・・P43
9. おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・P43

1. はじめに

この冊子は、新市域に設置されている第二層協議体の立ち上げ経緯とその後の取り組みについてまとめたものです。

鳥取市では、平成28年1月から生活支援体制整備事業が開始され、地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)が配置されました。地域支え合い推進員は、地域の支え合い活動推進のため「協議体＝話し合いの場」を設置し、取り組みを進めていくきっかけづくりを行っています。

新市域における第二層協議体は、地域支え合い推進員と各総合福祉センターが事務局を担い、令和2年度に初めて用瀬町で設置されました。その後、令和4年度までに新市域(国府町・福部町・河原町・用瀬町・佐治町・気高町・鹿野町・青谷町)全てに第二層協議体が立ち上がり、各町で様々な取り組みが進められるようになっていきます。

2. 生活支援体制整備事業について

鳥取市社会福祉協議会 地域支え合い支援課では、住み慣れた地域でいくなっても自分らしく生きがいを持って暮らし続けていけるよう、地域住民や関係機関等と連携を図りながら日常生活上の支援体制の充実・推進を目的とする「生活支援体制整備事業」を市から受託し、地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)を配置しています。

事業の展開に伴い、鳥取市内(鳥取地域:33地区、新市域8町)それぞれに地域支え合い推進員(鳥取地域6名、新市域2名)を配置し、日々業務にあたっています。

3. 地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)について

地域支え合い推進員は、住民組織や地域包括支援センター等の関係機関と連携を取りながら支え合い活動の推進、生活支援の充実を図ります。

また、地域活動に協力してくださるボランティアの養成や介護予防についての啓発を行うほか、人と人、人とサービスの橋渡し役を担っています。



生活支援コーディネーター

連携（マッチング）



課題や困りごとなど
生活支援ニーズの把握



支援者の
発掘と育成



各種団体との
連携

4. 協議体について（第一層・第二層・第三層）

協議体とは、課題解決のための仕組みづくりを行い、地域の支え合い活動を進めていくための「話し合いの場」です。日常生活圏域ごとに、第一層・第二層・第三層と位置づけられています。

①第一層協議体（市全域）

市全体の課題・ニーズを協議し、課題解決のための政策や取り組み等へ反映させるための話し合いの場です。

②第二層協議体（地区単位）

地区（中学校区）単位で、情報共有をはじめ課題やニーズについて協議を行いながら課題解決のための取り組み等について話し合う場です。

③第三層協議体（町内会・班等）

第二層より狭い範囲の町内会や班単位で、課題解決のための取り組み等について話し合う場です。

5. 第二層協議体立ち上げの経緯(用瀬町)

(1) 第一層協議体について(第一層協議体の移行)

鳥取市では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、住まい・医療・介護・予防生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しました。

令和元年、地域包括ケアシステムの推進に向けて、まずは鳥取市全域の福祉関係機関が定期的集まり情報共有を行い、横のつながりの強化を図りながら、取り組みや政策へ反映させることを目的として、鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会が立ち上がりました。

その後、令和2年度に鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会が第一層協議体へ移行となりました。(設置:鳥取市 担当:長寿社会課)

〈当初参加機関〉

- ・社会福祉法人 地域でくらす会
- ・鳥取市長寿社会課
- ・鳥取市中央包括支援センター
- ・鳥取市中央人権福祉センター
- ・鳥取市社会福祉協議会地域福祉課

第一層協議体は、令和元年5月～9月に5回の会議を行い、第二層協議体の設置に向け協議を行いました。

第二層協議体は、一斉に設置を広げていくのではなく、まずはモデル地区を選定し、新市域へ水平展開していく方向性となりました。協議の結果、用瀬町がモデル地区に選定されました。

(2) モデル地区に用瀬町が選定された理由

用瀬町では、平成25年より孤立しがちな要援護者を発見するとともに、地域住民がチームとなって見守り支援の活動を行う「用瀬町支え愛ネットワーク活動(通称「ひなネット」)」が進められています。活動状況の共有等を行う“ひなネット会議”や、専門職と支援方法の検討等を行う“支え愛ネットワーク会議”を通して様々な機関と連携しながら町・集落単位で見守り体制の強化が行われています。

この「ひなネット」の活動から、

- ①第一層協議体が設置された背景にある地域包括ケアシステムを推進していくものであること
- ②集落単位で話し合いを行い、取り組みを進めていく、第三層協議体にあたること

この2点が挙げられ、第三層協議体で出た課題やニーズを引き上げていく場として第二層協議体があればなおよいのではないかとということで、用瀬町がモデル地区に選定されました。

(3) 準備会開催

用瀬町での第二層協議体設置に向けて、地域支え合い推進員の主導のもと、コアメンバーと協議、その後準備会を開催しました。

〈準備会までの流れ〉

期日	参加機関
R元.9.11	地域でくらす会 竹本副理事長へメール
R元.9.19	用瀬町総合福祉センター 鳥取市社会福祉協議会地域福祉課
R元.9.24	※鳥取南地域包括支援センター 鳥取市社会福祉協議会地域福祉課

〈準備会開催〉

準備会では、第二層協議体設置の経緯を確認し、今後の進め方について協議を行いました。

期日	参加機関	内容
R元.9.27	・用瀬町総合支所 ・用瀬人権文化センター ・※鳥取南地域包括支援センター ・地域でくらす会 ・鳥取市中央人権福祉センター ・鳥取市長寿社会課 ・鳥取市社会福祉協議会地域福祉課 [事務局] ・用瀬町総合福祉センター ・鳥取市社会福祉協議会 地域支え合い推進員	(1)鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会の設置について (2)用瀬町地域包括ケアシステム推進連絡会準備会(仮称)に向けて (3)情報交換 ・各組織での取り組み、課題等 (4)今後の進め方について ・各組織の枠を越えた連携の在り方

※鳥取南地域包括支援センターは、R3年度に鳥取市南部地域包括支援センターへ名称変更となりました。

(4) 用瀬町地域包括ケアシステム推進連絡会設置

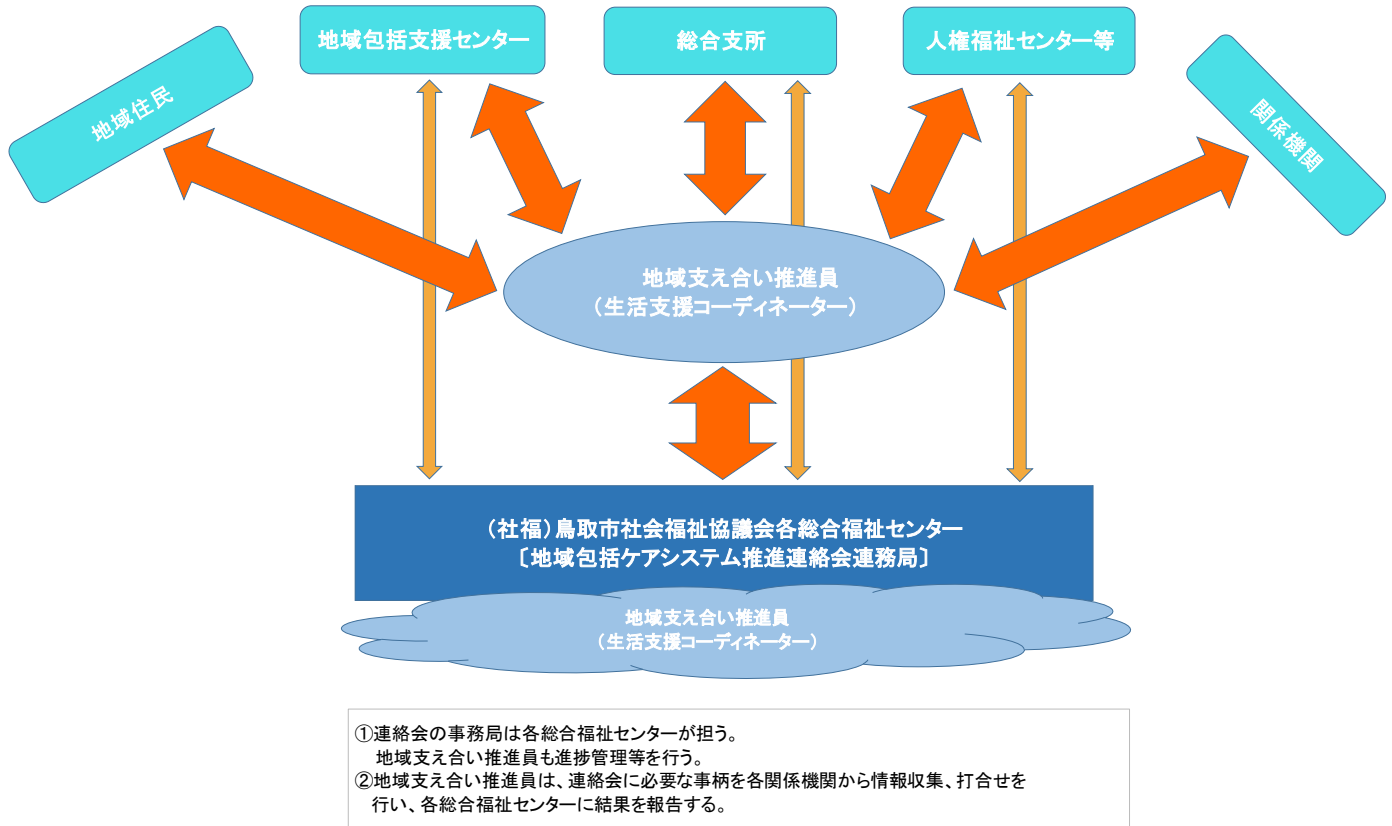
設置： 令和2年2月18日

事務局： 用瀬町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

準備会を経て第二層協議体として、用瀬町地域包括ケアシステム推進連絡会が設置されました。

地域包括ケアシステム推進に向け町内関係機関等を参集し、横のつながりの強化をした上でネットワーク作りや情報共有を図り、地域住民の取り組みとの連携、融合、協働を目指して今後の用瀬町の地域づくりを進めていくことを目的とした話し合いの場となりました。

イメージ図：新市域における地域包括ケアシステム推進連絡会



6. モデル地区からの水平展開について

用瀬町で第二層協議体が立ち上がり、新市域他7町への展開を目指し、地域支え合い推進員が働きかけを行いました。

(1)各総合福祉センターとの意見交換

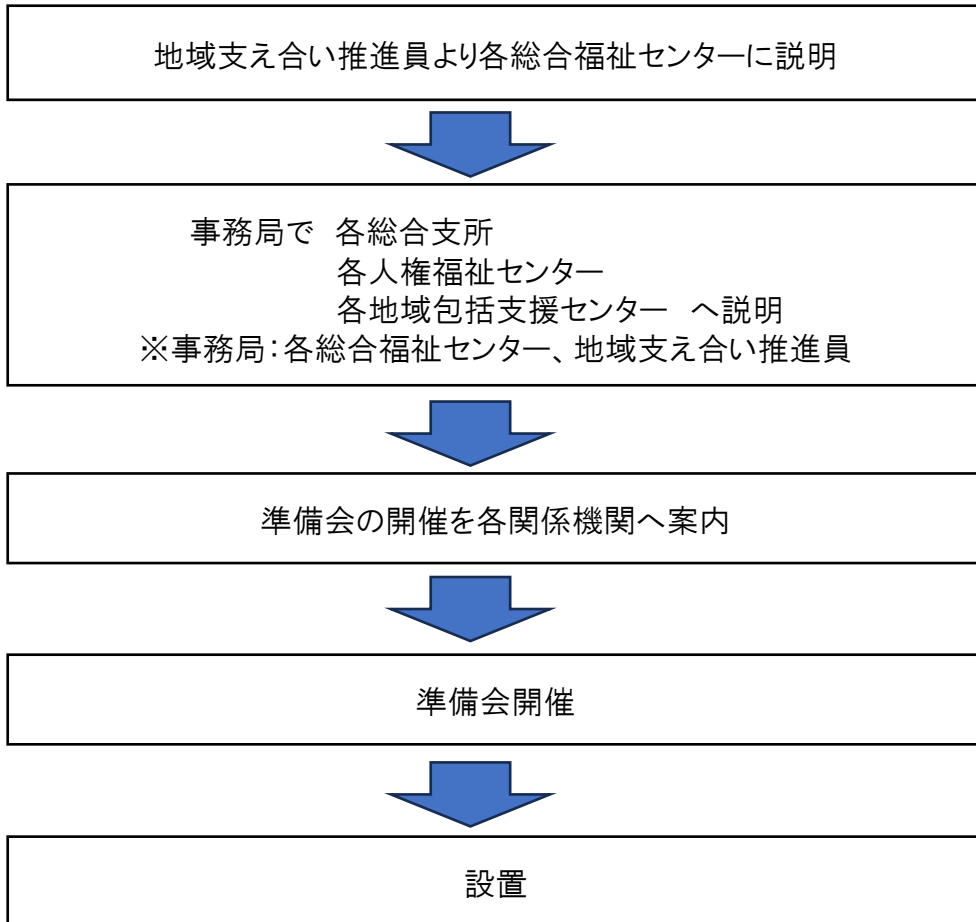
現状の把握や課題を整理するため、各総合福祉センター所長、地域福祉係職員と意見交換を行いました。

町	期日
国府町	R2.11.30
福部町	R2.11.18
河原町	R2.11.27
佐治町	R3.10.21
気高町	R2.11.5
鹿野町	R2.11.13
青谷町	R2.11.20

(2) 第二層協議体の設置が完了(新市域)

令和2年度に用瀬町で立ち上がり、令和4年度までに他7町でも設置が完了しました。各町、各関係機関への説明は地域支え合い推進員と各総合福祉センターが行い、準備会を経て第二層協議体が設置されました。

〈設置の流れ〉



〈設置順〉

町	年度	結成日
用瀬町	R元年度	R2.2.18
気高町	R2年度	R3.3.16
佐治町	R3年度	R3.9.29
河原町	R3年度	R3.12.20
福部町	R4年度	R4.4.1
青谷町	R4年度	R4.4.1
国府町	R4年度	R4.8.17
鹿野町	R4年度	R4.9.7

7. 各町地域共生社会推進連絡会の取り組みについて

次ページより、新市域における第二層協議体の取り組みを紹介します。(設置順)

用瀬町地域共生社会推進連絡会

〈結成日〉令和2年2月18日
 〈開催頻度〉3ヶ月に1度 臨時開催有

●令和元年度・2年度

〈概要〉

第二層協議体のモデル地区に用瀬町が選定され、※準備会を経て、新市域で初めて第二層協議体が立ち上がりました。協議体の在り方について協議を行いながら、個別ケースの検討を行いました。

※準備会についてはP4参照

〈参加機関〉

用瀬町総合支所、用瀬人権文化センター、※鳥取南地域包括支援センター、地域でくらす会、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取市長寿社会課、鳥取市社会福祉協議会地域福祉課 [事務局]用瀬町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

※鳥取南地域包括支援センターは、R3年度に鳥取市南部地域包括支援センターへ名称変更となりました。

○令和元年度

連絡会	期日	内容
第1回	R2.2.18	(1)生活困窮者自立支援法改正にともなう支援会議について (2)用瀬町地域支援会議の設置について

○令和2年度

連絡会	期日	内容
第1回	R2.6.19	(1)地域支え合い推進員の活動状況について (2)地域福祉座談会(3地区)について アンケート及び分科会記録 (3)鳥取市支援会議について (4)用瀬町での各種会議について (5)事例検討について
第2回	R2.10.2	(1)地域支え合い推進員の活動状況について (2)今後の会議の進め方について (3)個別ケースの経過と今後の取り組みについて (4)新たなケース説明について
第3回	R2.12.18	(1)地域支え合い推進員の活動状況について (2)個別ケースの経過と今後の取り組みについて (3)個別事例について経過報告

●令和3年度

〈概要〉

第二層協議体の役割、支援会議としての役割を整理しながら、ひなネット(第三層協議体)についての情報共有や、個別ケースを検討し各機関が連携して支援を行いました。特に個別ケースについてはコア会議を開催し、より密な情報共有を行いました。

〈参加機関〉

用瀬町総合支所、用瀬人権文化センター、鳥取市南部地域包括支援センター、鳥取市社会福祉協議会地域福祉課

[事務局]用瀬町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

連絡会	期日	内容
第1回	R3.6.15	(1)用瀬町地域包括ケアシステム推進連絡会の役割について ・第二層協議体としての役割 ・支援会議としての役割 (2)地域支え合い推進員の活動状況について (3)ひなネットの現状について (4)個別ケースの経過と今後の取り組みについて (5)ひなネット(集落レベル)との連携について (6)用瀬町地域福祉計画と用瀬町支え愛ネットワーク活動(ひなネット)事業について
コア会議	R3.8.31	(1)個別ケースの現状整理と今後について (2)ひなネット(集落レベル)との連携について ※用瀬町社会福祉協議会会長が出席
第2回	R3.11.15	(1)令和3年8月31日 コア会議について

●令和4年度

〈概要〉

令和元年度から関わっている個別ケースについて用瀬町社会福祉協議会、用瀬町民生児童委員協議会の地域組織や事業所を踏まえて協議を行いました。

〈参加機関〉

用瀬町総合支所、用瀬人権文化センター、鳥取市南部地域包括支援センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課

[事務局]用瀬町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

連絡会	期日	内容
コア会議	R4.6.21	(1)令和3年8月31日のコア会議の経過について (2)令和3年11月15日の連絡会について (3)小規模多機能型居宅介護支援事業所・なでしこの関わりについて (4)今後の対応及び課題について ※用瀬町社会福祉協議会会長、用瀬町民生児童委員協議会会長、担当民生委員が出席
コア会議	R5.3.6	(1)今までの経過について (2)今後の対応について (3)来年度に向けての連絡会について ※なでしこ職員が出席

●令和5年度

〈概要〉

継続して個別ケースについて協議を行いました。
トスク用瀬店閉店に伴い、買い物状況やバスの利用状況について等情報共有を行いました。
また、相談窓口チラシを作成し用瀬町内に全戸配布しました。

〈参加機関〉

用瀬町総合支所、用瀬人権文化センター、鳥取市南部地域包括支援センター、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課
[事務局]用瀬町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

〈コア会議参加機関〉

用瀬町総合支所、鳥取市南部地域包括支援センター鳥取市生活福祉課、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課
[事務局]用瀬町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

連絡会	期日	内容
コア会議	R5.5.19	(1)支援状況(経過)報告、今後の見通し
第1回	R5.6.30	(1)支援状況(経過)報告 (2)今年度の連絡会の取り組みについて ・設置要綱の確認 ・各センター取り組みについて ・各機関の課題 (3)その他 ・相談窓口チラシについて
第2回	R5.9.12	(1)地域相談窓口のチラシ(用瀬版)について (2)台風7号に関連する各機関の動きについて
第3回	R5.12.19	(1)南部3町地区社協合同研修会について (2)トスク用瀬店閉店に伴う買い物環境について (3)「用瀬町の相談窓口ご案内」配布による相談状況 (4)ひなネットの取り組みについて
第4回	R6.3.12	(1)今年度の振り返り (2)来年度に向けての取り組み



いきいき社バス利用状況調査



買い物利用状況調査

●令和6年度

〈概要〉

用瀬町地域包括ケアシステム推進連絡会から用瀬町地域共生社会推進連絡会へ名称変更を行いました。

災害時の各関係機関の取り組みについての協議や、用瀬町内での「居場所」「声掛け・見守り」事業を一覧表にまとめました。

〈参加機関〉

用瀬町総合支所、用瀬人権文化センター、鳥取市南部地域包括支援センター、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課
[事務局]用瀬町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

連絡会	期日	内容
第1回	R6.6.18	(1)令和5年度新市域における連絡会の取り組みについて (2)今年度の取り組みについて
第2回	R6.9.17	(1)用瀬地域における資源一覧について ・各機関が把握している福祉資源(居場所/声掛け・見守り等)について報告
第3回	R6.12.17	(1)用瀬地域における資源一覧について (2)その他 ・用瀬町総合支所情報共有 ・用瀬人権文化センター情報共有
第4回	R7.3.18	(1)用瀬地域における資源マップについて (2)令和7年度の取り組みについて

参加機関の声

- ・個別ケースの積み重ねから、町全体の課題が見えてくるのではないかな。
- ・複合的な問題を抱えている人が多くなっている中で、多職種連携が必要。

用瀬町の相談窓口のご案内

日常生活の中のさまざまな悩みを、お気軽にご相談ください。

福祉・介護

- ・家族の認知症状が心配になってきた。
- ・障がいのある人はどんなサービスがあるのかな。

メンタルヘルス

- ・社会や家庭でのこころの悩みがあるが、
- ・以前楽しめていたことが楽しめなくなってきた。

地域の課題

- ・近所の一人暮らしの方がいるが、生活できているかな。
- ・みんなが集まれる場所があればいいな。

日常生活

- ・高齢だが地域の役に立ちたいな。
- ・コロナ禍で仕事が不安定になって、家計が心配。

～ どの機関でもよいです。まずは相談を。 ～

関係機関と連携して、課題解決におけたお手伝いを行います。

<p>用瀬町総合支所(市民福祉課)</p> <p>〒689-1201 鳥取市用瀬町用瀬 832</p> <p>電話: 71-1894</p>	<p>鳥取市南部地域包括支援センター</p> <p>〒689-1211 鳥取市用瀬町別府 96-2(用瀬保健センター内)</p> <p>電話: 76-2351</p>
<p>用瀬人権文化センター</p> <p>〒689-1211 鳥取市用瀬町別府 34-7</p> <p>電話: 87-2447</p>	<p>用瀬町総合福祉センター</p> <p>〒689-1211 鳥取市用瀬町別府 96-2(用瀬保健センター内)</p> <p>電話: 87-2302</p>

発行 用瀬町地域包括ケアシステム推進連絡会

気高町地域共生社会推進連絡会

〈結成日〉令和3年3月16日

〈開催頻度〉3ヶ月に1度 臨時開催有

●令和2年度

〈概要〉

協議体設置に向け、気高町総合福祉センターと鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員が事務局となり準備会を開催しました。

〈参加機関〉

気高町総合支所、気高人権福祉センター、鳥取市西部地域包括支援センター、地域でくらす会、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取県社会福祉協議会、鳥取市社会福祉協議会地域福祉課 [事務局] 気高町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

準備会	期日	内容
準備会	R3.1.29	(1)開催にあたっての経緯と今後の取り組みについて ・設置要綱(案)について (2)個別ケースについて
結成会議	R3.3.16	(1)開催にあたっての経緯と今後の取り組みについて ・設置要綱(案)について (2)個別ケースについて

●令和3年度

〈概要〉

令和2年度の準備会を経て、第二層協議体が立ち上がりました。

個別ケースを中心に協議し、対象者に関わる事業所等にも連絡会に出席していただきながら各機関が連携し支援を行いました。また個別ケースから、身寄りのない人の保証人についてどのように対応していくのか課題があげられました。

〈参加機関〉

気高町総合支所、気高人権福祉センター、鳥取市西部地域包括支援センター、地域でくらす会、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取県社会福祉協議会、鳥取市社会福祉協議会地域福祉課 [事務局] 気高町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

連絡会	期日	内容
茶話会	R3.4.15	(1)連絡会開催にあたっての経緯と今後の取り組みについて
第1回	R3.5.18	(1)個別ケースについて ※鳥取県地域生活定着支援センター とっとり東部権利擁護支援センター 障害者就業・生活支援センターしらはま フレンドシップ が出席

連絡会	期日	内容
第2回	R3.7.20	(1)個別ケースについて
第3回	R3.10.19	(1)個別ケースについて (2)今後の会議内容の検討について
第4回	R4.1.18	(1)個別ケースについて (2)居場所づくりの内容検討について

●令和4年度

〈概要〉

個別ケースを通して出た課題の身寄りがない人の保証人について気高町のみならず全体の検討課題であるのではないかとということで、第一層へ起案できたらと考えていたが実施には至りませんでした。新たな居場所づくりについて協議し、出張センターサロンを宝木地区で開催しました。

〈参加機関〉

気高町総合支所、気高人権福祉センター、鳥取市西部地域包括支援センター鳥取市中央人権福祉センター、鳥取県社会福祉協議会、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課 [事務局]気高町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

連絡会	期日	内容
第1回	R4.4.19	(1)個別ケースについて (2)身寄りがない人の保証人について (3)居場所づくり内容検討 (4)その他 ・個別ケース進捗管理表の様式変更について ・鳥取県地域食堂推進協議会(仮称)の進捗状況について ※鳥取市長寿社会課が出席
第2回	R4.7.26	(1)個別ケースについて (2)その他 ・「出張センターサロンin宝木」開催報告
第3回	R4.10.18	(1)きらり号の実証実験について (2)個別ケースについて ※気高町総合支所産業建設課が出席
第4回	R5.1.17	(1)きらり号の実証実験について (2)つながりサポーター養成研修について (3)個別ケースについて振り返り (4)その他 ・気高人権福祉センター事業説明 ・居場所づくりについて



出張センターサロンin宝木の様子

●令和5年度

〈概要〉

町内における見守り体制について協議を行いました。各関係機関が災害時・平時の動き、それに対する課題や今後の取り組みについて一覧にまとめました。

〈参加機関〉

気高町総合支所、気高人権福祉センター、鳥取市西部地域包括支援センター、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取県社会福祉協議会、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課
[事務局]気高町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

連絡会	期日	内容
第1回	R5.4.18	(1)令和5年度事業について (2)その他 ・きりり号について
第2回	R5.7.18	(1)令和4年度新市域における連絡会の取り組みについて (2)気高町におけるふれあいデイサービス事業の実施状況について (3)その他 ・気高人権福祉センターより情報共有
第3回	R5.10.17	(1)相談窓口チラシについて (2)気高町における見守り体制について (3)その他 ・気高人権福祉センターより情報共有
第4回	R6.1.16	(1)相談窓口チラシについて (2)気高町における見守り体制について

●令和6年度

〈概要〉

気高町地域包括ケアシステム推進連絡会から気高町地域共生社会推進連絡会へ名称変更を行いました。

気高町内で支え愛マップの作成ができないか協議し、地区へ打診を行ったが作成には至りませんでした。各関係機関や地域組織との連携強化のため見守り事業の一覧を作成し、民生児童委員協議会へ配布しました。

〈参加機関〉

気高町総合支所、気高人権福祉センター、鳥取市西部地域包括支援センター、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取県社会福祉協議会、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課
[事務局]気高町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

連絡会	期日	内容
第1回	R6.4.16	(1)連絡会名称及び設置要綱の変更について (2)令和5年度新市域における連絡会の取り組みについて (3)気高町における見守り体制について
第2回	R6.7.16	(1)逢坂地区の支え愛マップについて (2)気高町における事業一覧について
第3回	R6.10.15	(1)逢坂地区の支え愛マップについて (2)気高町の見守り事業一覧について
第4回	R7.2.6	(1)気高町の見守り事業一覧について (2)宝木地区ふれあいデイサービス事業について (3)次年度の方向性について

参加機関の声

- ・民生児童委員と関わる機会がなかったが、定例会に出席しその場で相談を受けることができてよかった。
- ・以前、個人情報の関係で相談を受けた機関のみで完結してしまっていた。関わることがあれば関係機関で協力していきたい。

相談窓口のご案内

お困りごとはありませんか？

例えば…

- ・介護保険の申請って
どうしたらいいんだろう？
- ・ひとり暮らしが不安だ
- ・お金のことで不安がある
- ・近所の〇〇さんの元気がない
- ・地域の活動に協力したい！



～私たち関係機関が連携して相談をお受けしています～

受付時間：8時30分～17時15分

土・日・祝・12/29～1/3を除く

〒689-0331 気高町浜村282-1 気高町総合支所(市民福祉課) ☎(0857)-30-8673	〒689-0331 気高町浜村8-8 西部地域包括支援センター ☎(0857)-30-7780
〒689-0213 気高町下光元478-3 気高人権福祉センター ☎(0857)-82-3363	〒689-0331 気高町浜村8-8 気高町総合福祉センター ☎(0857)-82-2727

※連絡しやすい機関にご相談ください。※秘密は必ず守ります。

発行：気高町地域包括ケアシステム推進連絡会



気高町の見守り事業一覧表

この一覧表は、気高町内の「声かけ・見守り事業」を整理、福祉関係者と共有し横のつながりを強化していくことを目的として作成しました。日々の活動・業務で活用ください。ご不明点は各事業の問い合わせ先までご連絡ください。

【発行】気高町地域共生社会推進協議会（事務局：気高町総合福祉センターB（0857）82-2727）

【声かけ・見守り等】

【各種問い合わせ先】	
気高町総合支所（市民福祉課）	（0857）30-8674
気高町総合支所（市民福祉課）	（0857）30-8674
気高町総合支所（市民福祉課）	（0857）82-3363
気高町総合支所（市民福祉課）	（0857）82-3363
気高町総合支所（市民福祉課）	（0857）30-7780
気高町総合支所（市民福祉課）	（0857）82-2727

№	事業名	事業内容	活動日時	対象者	実施主体	問い合わせ先
1	鳥取市ふれあい収集	高齢者や障がいのある方が、家庭ごみをごみステーションへ持ち出すことが困難な場合に、ごみ収集委託業者が自宅前まで収集に行くサービス	随時	ホームヘルプサービスを利用し、次の要件に該当する家庭ごみを排出場所まで持ち出すことが困難な一人暮らしの高齢者（要介護1以上）の方、【預算障がい】または【肢体不自由2級以上】の身体障害者手帳をお持ちの方、【知的障がい】の程度がA）の療育手帳をお持ちの方、【障がい】の程度が1級）の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	気高町総合支所市民福祉課	(0857) 30-8674
2	安心ホットライン事業 (緊急通報受付サービス)	ひとりの暮らしなどであっても安心して在宅生活を送っていただくため、急感などの緊急事態に、簡単な操作による通報で協力員などの助けが受けられるように連絡調整を行うもの	随時	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯など	気高町総合支所市民福祉課	(0857) 30-8674
3	地域（こども）食堂	食を通じての見守り	毎月第1・3金曜日 17:00~19:00	どなたでも（※要予約）	気高町福祉センター	(0857) 82-3363
4	各種講座	フレイル予防、料理教室など、参加者の生きがいと交流や仲間づくり。	随時	気高町、鹿野町、青谷町にお住いの高齢者	気高町福祉センター	(0857) 82-3363
5	見守りネットワーク図を 基にした活動	見守りネットワーク図を作成し、これを民生委員に見直しをせよとらうと共により一人暮らし高齢者を中心に見守り活動を行っている。	随時	主に虚弱高齢者が中心	気高町地域福祉推進協議会	(0857) 54-1833
6	ふれあい型食事サービス事業	町内から地区の「ふれまち」という気高町地域福祉推進協議会の下部組織が年2回（地区）小学校の児童と弁当を作り地区の高齢者宅に配食を行っている。	年2回	地区によって70歳以上または75歳以上などに分類している	気高町地域福祉推進協議会	(0857) 54-1833
7	ふれあい・いきいきサロン事業	町内から集落が活動しており、気軽に集まれる憩いの場所として活動している。 実施集落：下石・新泉・下原・日光・上光	随時	主に高齢者が中心	気高町地域福祉推進協議会	(0857) 54-1833
8	愛の訪問協力員設置事業	近隣のひとり暮らし高齢者に対して日ごろから安否確認、見守り、声掛けの活動をしている。	随時	65歳以上のひとり暮らし高齢者の方	気高町地域福祉推進協議会	(0857) 54-1833
9	となりの福祉職員設置事業	地域の福祉活動（ふれまち、いきいきサロン事業、ふれあいデイサービス事業など）に参加して、高齢者との関わりを持つことにより福祉課題を抱えている高齢者に対して福祉の専門員に相談を行い関係者と連携を図る。	随時	気高町にお住まいの方	気高町地域福祉推進協議会	(0857) 54-1833
10	ふれあいデイサービス事業	高齢者がとじこもりにならないよう地域のボランティアの方々にご協力いただきながら実施する事業。また、福祉担当職員が出向き健康チェックまたはレクリエーション、介護予防体操や健康についての話（看護師・専門機関）などを、各集落の公民館や集会所で行っている。	随時	65歳以上の方	気高町総合福祉センター	(0857) 82-2727
11	センターサロン	気高町老人福祉センターを活用して、生きがい、仲間づくりを行う。	毎月最終金曜日	気高町内に居住する高齢者	気高町総合福祉センター	(0857) 82-2727
12	高齢者買い物支援事業	自家用車を持たない高齢者等の日常生活用品や食料品の買出しを支援するため、公用車（マイクロバス）により集落から店舗への直行便を運行します。	不定期	気高町内に居住する高齢者	気高町総合福祉センター	(0857) 82-2727
13	反愛訪問活動	病弱や寝たきり、障がいのある在宅高齢者と、その家族に対する支援を行う。	月1回程度	①単身世帯（独居） ②高齢者夫婦のみの世帯 ③介護支援を必要とせず見守りを必要とする世帯 ④要介護者を介護している高齢者世帯 ※老人クラブ加入者に限る	老人クラブ連合会	(0857) 82-2727

佐治町地域共生社会推進連絡会

〈結成日〉令和3年9月29日

〈開催頻度〉2ヶ月に1度 臨時開催有

●令和3年度

〈概要〉

協議体設置に向け、佐治町総合福祉センターと鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員が事務局となり準備会を開催しました。

準備会を経て、第二層協議体が立ち上がりました。第1回の連絡会では個別ケースを検討しました。

〈参加機関〉

NPO法人さじ未来、佐治町総合支所、佐治人権福祉センター、鳥取市南部地域包括支援センター、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取県社会福祉協議会、鳥取市社会福祉協議会地域福祉課[事務局]佐治町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

準備会 連絡会	期日	内容
準備会 第1回	R3.7.28	(1)鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会について (2)用瀬町地域包括ケアシステム推進連絡会について (3)新市域における働きかけ及び取り組み状況について (4)佐治町への働きかけについて (5)今後の方向性、取り組みについて ※地域でくらす会、鳥取市長寿社会課が出席
準備会 第2回	R3.9.29	(1)佐治町内での各種会議について (2)設置要綱(案)について (3)個別ケースの選定方法について
連絡会 第1回	R3.11.24	(1)設置要綱について (2)佐治町内の現状について (3)個別ケースについて

●令和4年度

〈概要〉

個別ケースについて、連携を取りながら支援を行いました。

また、愛の訪問協力員、となり組福祉員、民生委員がつながり、見守り活動を進めていけるような体制づくりを行いました。

〈参加機関〉

NPO法人さじ未来、佐治町総合支所、佐治人権福祉センター、鳥取市南部地域包括支援センター、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課[事務局]佐治町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

連絡会	期日	内容
第1回	R4.5.25	(1)鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会について (2)用瀬町地域包括ケアシステム推進連絡会について (3)新市域における働きかけ及び取り組み状況について (4)佐治町への働きかけについて (5)今後の方向性、取り組みについて ※鳥取市長寿社会課、鳥取県社会福祉協議会が出席
第2回	R4.7.27	(1)個別ケースについて (2)独居高齢者の見守り活動の再確認について
第3回	R4.9.27	(1)個別ケースについて(2件) (2)見守り活動の強化及び情報共有について
第4回	R4.11.22	(1)個別ケースについて (2)その他 ・チラシの作成について
第5回	R5.1.25	(1)つながりサポーター養成研修について→次回 (2)個別ケースについて (3)その他 ・愛の訪問協力員、となり組福祉員の状況について
第6回	R5.3.22	(1)つながりサポーター養成研修について (2)個別ケースについて (3)令和4年度のまとめ及び令和5年度に向けて

●令和5年度

〈概要〉

継続して個別ケースについて協議を行いました。

令和5年8月に台風7号による災害が発生し佐治町に大きな被害が出ました。これまでの連絡会で横のつながりがしっかりできていたため、災害時も連携が取れ早急に対応することができました。各機関がこの連絡会を必要としており、第二層協議体が上手く機能しています。

〈参加機関〉

NPO法人さじ未来、佐治町総合支所、佐治人権福祉センター、鳥取市南部地域包括支援センター、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課
[事務局]佐治町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

連絡会	期日	内容
第1回	R5.5.17	(1)令和5年度の開催について ・設置要綱の確認 (2)令和5年度の取り組みについて
第2回	R5.8.2	(1)愛の訪問協力員、となり組福祉員等研修会 (2)チラシ(仮称:まとめて電話帳)の作成について (3)個別ケースについて (4)その他 ・移動販売の現在の状況

連絡会	期日	内容
第3回	R5.9.27	(1)台風7号による大雨災害時の対応について (2)その他 ・福安商店おしゃべりスペース開所
第4回	R5.11.22	(1)佐治ロードマップの集約について (2)孤立を防ぐ見守り支援関係について (3)まとめてなんでも電話帳について (4)福安商店おしゃべりスペースについて ・ローリーママのちいき食堂
第5回	R6.3.27	(1)福祉関係者の顔合わせ会(つく谷) (2)令和6年度に向けて(令和3~5年度を振り返り) (3)まとめてなんでも電話帳について



●令和6年度

〈概要〉

佐治町地域包括ケアシステム推進連絡会から佐治町地域共生社会推進連絡会へ名称変更を行いました。

継続して個別ケースについて協議を行いました。各集落に出向く、「福祉関係者との顔合わせ会」に連絡会メンバーも出席し、地域の声を拾い連絡会で共有・協議を行いました。

〈参加機関〉

NPO法人さじ未来、佐治町総合支所、佐治人権福祉センター、鳥取市南部地域包括支援センター、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課
[事務局]佐治町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

連絡会	期日	内容
第1回	R6.5.22	(1)連絡会名称及び設置要綱の変更について (2)令和5年度新市域における連絡会の取り組みについて (3)令和6年度の取り組みについて
第2回	R6.7.24	(1)いのちのバトン更新作業について (2)おたのしみカフェ(集いの場)創設について (3)地域資源の見える化について (4)地域食堂の紹介について (5)個別ケースについて (6)その他 ・福祉関係者顔合わせ会について(下加瀬木) ・鳥取市地域支え合いフォーラムについて ※鳥取市中央人権福祉センター吉井氏が出席 ※福安商店(おしゃべりスペース)を会場に開催、さじ未来号に乗車し福安商店まで移動
第3回	R6.9.25	(1)福祉関係者との顔合わせ会について(下加瀬木) (2)地域資源の見える化について (3)個別ケースについて

連絡会	期日	内容
第4回	R6.11.27	(1)個別ケースについて (2)地域資源の見える化について(社会資源マップ更新) (3)各関係機関からの提案事項 (4)地域の方との連携について (5)その他 ・鳥取市地域支え合いフォーラムについて ・eスポーツについて(貸出) ・おたのしみカフェ
第5回	R7.2.26	(1)津無ふれあいデイサービス訪問時の様子、参加者の声について (2)個別ケースについて (3)防災研修会について(支え愛マップ作成等)
第6回	R7.3.26	(1)防災研修会について (2)地域資源の見える化進捗状況について (3)個別ケースについて (4)防災研修会について(支え愛マップ作成等)

参加機関の声

- ・この連絡会で色々な情報が聞け、日々の業務がスムーズに進むようになった。
- ・佐治全体に活気が出てくるように、どうしたら良いのかを考え、話し合うのがこの連絡会なのではないか。

南部地域包括
支援センター
☎76-2351

佐治人権福祉
センター
☎88-0806

佐治地区公民館
NPO 法人さじ未来
☎88-0228

まとめて

生活課題



なんでも電話帳

～困ったときはご相談ください～

佐治駐在所 88-0861

火事・救急 119

- ・心配ごと、人権、行政、法律相談
- ・介護保険サービス事業
- ・障がい者福祉に関すること
- ・保健、医療に関すること
- ・生活支援に関することなど

社会福祉協議会
☎89-1022



佐治町総合支所
(市民福祉課)
☎71-1914

佐治町地域包括ケアシステム推進連絡会

私の情報

名前	生年月日 年 月 日
住所 佐治町	電話

私の民生委員さん

名前	電話
----	----

私の愛の訪問協力員さん

名前	電話
----	----

私の緊急連絡先

① 名前	電話
② 名前	電話

私のメモ

※病気のことや薬のことなどメモとしてご自由にお使いください。

河原町地域共生社会推進連絡会

〈結成日〉令和3年12月20日

〈開催頻度〉2ヶ月に1度 臨時開催有

●令和3年度

〈概要〉

協議体設置に向け、河原町総合福祉センターと鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員が事務局となり準備会を開催しました。

準備会を経て、第二層協議体が立ち上がりました。連絡会結成以前から、町内関係機関と連携が取れていたこともあり、結成当初からスムーズに情報共有等を行うことができました。

〈参加機関〉

河原町総合支所、河原人権福祉センター、鳥取市南部地域包括支援センター、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域福祉課

[事務局]河原町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

準備会 連絡会	期日	内容
準備会	R3.10.28	(1)鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会について (2)用瀬町地域包括ケアシステム推進連絡会について (3)新市域における各地域への働きかけ及び取り組み状況について (4)河原町への働きかけについて (5)具体的な取り組みについて ※鳥取市長寿社会課、鳥取県社会福祉協議会が出席
臨時会	R3.12.1	(1)個別ケースについて ※河原町総合支所、河原人権福祉センター、鳥取市南部地域包括支援センターが出席
連絡会 第1回	R3.12.20	(1)個別ケースへの対応と臨時開催について (2)地区別懇談会より (3)今後の取り組みについて ※鳥取市長寿社会課、鳥取県社会福祉協議会が出席
連絡会 第2回	R4.3.22	(1)個別ケースについて (2)今後の取り組みについて

●令和4年度

〈概要〉

個別ケースについて臨時会を開催し、早急に対応することができました。

相談窓口チラシを作成し、民生児童委員協議会の定例会や地区別懇談会にてPR、配布して相談体制の強化に努めました。

〈参加機関〉

河原町総合支所、河原人権福祉センター、鳥取市南部地域包括支援センター、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課

[事務局]河原町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

連絡会	期日	内容
第1回	R4.4.15	(1)個別ケースについて (2)各関係機関の実施事業について (3)今後の取り組みについて ※鳥取市長寿社会課が出席
第2回	R4.6.17	(1)個別ケースについて (2)共有の情報誌について ※鳥取市中央包括支援センターが出席
臨時会	R4.7.11	(1)個別ケースについて
第3回	R4.8.19	(1)個別ケースについて (2)目を引くチラシ作りについて
第4回	R4.10.21	(1)個別ケースについて (2)SOSが発信できない方に対するアプローチの仕方について (3)広報(チラシ)について
第5回	R4.12.16	(1)個別ケースについて (2)広報(チラシ)について (3)個人情報の共有の在り方について
第6回	R5.2.17	(1)つながりサポーター養成研修について (2)相談窓口のご案内(チラシ)について (3)個別ケースについて (4)今年度の振り返りについて

●令和5年度

〈概要〉


連絡会参加機関で、サロンのない小倉集落へ移動式居場所「つながる」を開催しました。関係機関の横のつながりがはっきりできており、連絡会で様々な意見があがっています。また、個別ケースも継続して協議し、地域課題の発掘を行いました。

〈参加機関〉

河原町総合支所、河原人権福祉センター、鳥取市南部地域包括支援センター、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課

[事務局]河原町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

連絡会	期日	内容
第1回	R5.4.21	(1)個別ケースについて (2)今年度の取り組みについて ・各関係機関の取り組みの説明 ・今年度の活動内容について
第2回	R5.6.16	(1)個別ケースについて (2)ファミサポからの個別ケースについて (3)居場所づくりについて

連絡会	期日	内容
第3回	R5.9.22	(1)居場所づくりについて
第4回	R5.10.20	(1)個別ケースについて (2)居場所づくりについて
第5回	R5.12.8	<p>移動式居場所「つながる」開催 場所:小倉集落 内容:介護保険・認知症予防について 健康相談(骨密度測定等) レクリエーション 昼食会、意見交換会</p>  <p>(1)個別ケースについて (2)移動式居場所「つながる」振り返り</p> <p>※午前に移動式居場所「つながる」を開催し、 午後には協議・振り返りを行いました。</p>
第6回	R6.2.16	(1)個別ケースについて (2)今年度の振り返り (3)来年度の取り組みについて

小倉集落 移動式居場所「つながる」の様子

●令和6年度

〈概要〉

河原町地域包括ケアシステム推進連絡会から河原町地域共生社会推進連絡会へ名称変更を行いました。今年度より、民生児童委員協議会会長が参画しました。

今年度も移動式居場所「つながる」を女性の集まりがない山上集落で開催し、前年度の反省を踏まえながら実施しました。

〈参加機関〉

河原町総合支所、河原人権福祉センター、鳥取市南部地域包括支援センター、河原地域民生児童委員協議会会長(第2回～)、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課

[事務局]河原町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

連絡会	期日	内容
第1回	R6.4.19	(1)令和5年度新市域における連絡会の取り組みについて (2)個別ケースについて (3)今年度の取り組みについて
第2回	R6.6.21	(1)地域共生社会推進連絡会について (2)個別ケースについて (3)移動式居場所について (4)相談窓口チラシについて
第3回 書面開催	R6.8.16	(1)個別ケースについて (2)移動式居場所について (3)相談窓口チラシについて



連絡会の様子

連絡会	期日	内容
第4回	R6.10.24	(1)消費者被害について (2)個別ケースについて (3)移動式居場所について (4)相談窓口チラシについて
第5回	R6.11.29	移動式居場所「つながる」開催 場所：山上集落 内容：介護保険の流れについて 認知症の方へのかかわり方について 健康相談（骨密度測定等） 昼食会、意見交換会 (1)個別ケースについて (2)移動式居場所「つながる」振り返り ※午前に移動式居場所「つながる」を開催し、 午後に協議・振り返りを行いました。
第6回	R7.2.21	(1)サロン鮎ヶ丘訪問の様子、地域住民の声 (2)個別ケースについて (3)今年度の振り返り及び来年度の取り組みについて



山上集落 移動式居場所「つながる」の様子

参加機関の声

- ・河原について話し合う場があることはとても良いこと。もっと早くから参加したかった。（民生児童委員協議会会長）
- ・連絡会を通して顔の見える関係が築け、日頃から相談しやすくなった。

小倉集落・山上集落では移動式居場所「つながる」がきっかけとなり、
住民主体のサロンが立ち上がりました！

参加費無料

みんな驚つといで!

河原町地域包括ケアシステム推進連絡会

移動式居場所「つながる」

小倉
限定

河原町地域包括ケアシステム推進連絡会とは・・・

河原町において福祉関係者・住民が集う機会を作り、連携を深めながら取り組みを進めていくことを目的とし、2ヶ月に1度、関係機関で集まり話し合いを行っています。その話し合いの中で、連絡会メンバーで地域に出向き誰でも気軽に寄ってもらえる居場所をつくろう!という運びになりました。皆さんでワイワイ過ごしませんか?

日時: 12月8日(金) 10:00~13:00

場所: 小倉公民館

参加費: 無料

内容: ・健康診断、健康相談等
・レクリエーション
・昼食会



お問い合わせ先

〒680-1221 鳥取市河原町渡一木277-1
河原町総合福祉センター
☎ (0858) 76-3125



R5年度発行「移動式居場所「つながる」チラシ」

参加費無料

みんな驚つといで!

河原町地域共生社会推進連絡会

移動式居場所「つながる」

山上
限定

河原町地域共生社会推進連絡会とは・・・

河原町において福祉関係者・住民が集う機会を作り、連携を深めながら取り組みを進めていくことを目的とし、2ヶ月に1度、関係機関で集まり話し合いを行っています。その話し合いの中で、連絡会メンバーで地域に出向き誰でも気軽に寄ってもらえる居場所をつくろう!という運びになりました。皆さんでワイワイ過ごしませんか?

日時: 11月29日(金) 10:00~13:00

場所: 山上集会所

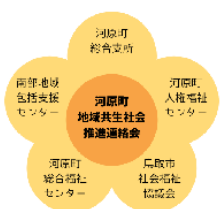
参加費: 無料

内容: ・介護認定の流れについて
・認知症の方への関わり方
・骨密度測定
・昼食会



お問い合わせ先

〒680-1221 鳥取市河原町渡一木277-1
河原町総合福祉センター
☎ (0858) 76-3125



R6年度発行「移動式居場所「つながる」チラシ」

相談窓口のご案内

福祉・生活のことでどこに相談したらいいの、お悩みではありませんか?

生活の「不安」や「心配」

一人で悩まずご相談ください

「子どもの引きこもりが
心配…」

「家族の認知症が
進行してきた…」

「介護と仕事の
両立が大変…」

「近所の一人暮らし
の方が心配…」

関係機関と連携し、課題解決に向けたお手伝いをします。どんなことでもご相談下さい。

包括的相談支援事業

※ご都合の良い機関にご連絡下さい

河原町総合支所(市民福祉課)

南部地域包括支援センター

電話: 71-1724

電話: 76-2351

河原町総合福祉センター

河原町総合福祉センター

電話: 85-0135

電話: 76-3125

発行 河原町地域共生社会推進連絡会

R6年度発行「相談窓口のご案内」表面

河原町地域共生社会推進連絡会とは?

福祉関係者・住民が定期的に集い、横のつながりの強化とネットワーク構築、情報共有などを図りながら、**困りごとを解決するための話し合いの場(第2層協議体)**として定期的に開催しています。この連絡会は、新市域8町に設置されています。

協議体関係図 (第1層:鳥取市 第2層:小・中学校区 第3層:自治会など)



どんなことを話し合っているの?

- ・個別ケースについて
- ・居場所づくりについて
- ・移動式居場所の開催
- ・河原町助会の取り組みについて
- ・台風被害について各機関から報告
- ・SOSが発信できない方に対するアプローチの仕方について など

河原町では、個別ケースの検討を毎回取り入れ地域課題の抽出を行っています。この連絡会は地域の状況を第1層協議体へ引き上げる役割も持っています。

R6年度発行「相談窓口のご案内」裏面

東 福 部 町

福部町地域共生社会推進連絡会

〈結成日〉令和4年4月1日

〈開催頻度〉3ヶ月に1度 臨時開催有

●令和3年度

〈概要〉

協議体設置に向け、福部町総合福祉センターと鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員が事務局となり準備会を開催しました。

〈参加機関〉

福部町総合支所、鳥取県社会福祉協議会、鳥取市中央包括支援センター、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域福祉課

[事務局]福部町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

準備会	期日	内容
第1回	R3.12.13	(1)自己紹介 (2)各機関の業務説明 (3)連絡会の開催にあたっての経緯と今後の取り組みについて (4)その他
第2回	R4.3.16	(1)前回の振り返り (2)設置要綱(案)について (3)福部町の地域づくりについて ・福部町の特色 ・検討したいこと (4)個別ケースについて

●令和4年度

〈概要〉

R3年度の準備会を経て、第二層協議体が立ち上がりました。

個別ケースを中心に地域課題を抽出し、認知症や孤立集落への居場所づくりや支援づくり等協議を行いました。

現状把握のため、孤立集落への聞き取り調査を行いました。

〈参加機関〉

福部町総合支所、鳥取市東部地域包括支援センター、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課

[事務局]福部町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

連絡会	期日	内容
第1回	R4.5.26	(1)重層的支援体制整備事業について (2)前回の振り返り ・設置要綱確認等 (3)個別ケースについて ※鳥取県社会福祉協議会、地区担当民生委員、担当ケアマネが出席

連絡会	期日	内容
第2回	R4.11.17	(1)個別ケース経過報告 (2)認知症になっても安心して暮らせる地域づくりに向けて ・認知症サポーター養成講座 ・オレンジカフェ (3)地域の居場所づくり・見守り体制づくりについて (4)個別ケースについて
第3回	R5.2.9	(1)地域の居場所づくり・見守り体制づくりについて ・聞き取り調査の結果 (2)情報共有 ・らっちゃん健康クラブ ・つながりサポーター養成講座 ・個別ケースについて

●令和5年度

〈概要〉

山間部の集落で孤独死が発生。見守り体制強化のため、連絡会を把握できていないひとり暮らし高齢者や要支援者の拾い上げをする場としていくことを共有しました。

7月に発生した大雨で福部町に被害が出たことから、平時から身近な支援体制づくりが課題としてあがり、ボランティア確保について協議を行いました。

〈参加機関〉

福部町総合支所、鳥取市東部地域包括支援センター、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課

[事務局]福部町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

連絡会	期日	内容
第1回	R5.5.25	(1)地域の居場所づくり・見守り体制づくりについて (2)個別ケースについて (3)その他 ・ふれあい収集の利用要件の緩和について ・地域食堂について
第2回	R5.8.24	(1)地域の居場所づくり・見守り体制づくりについて ・いのちのバトン/愛の訪問協力員説明会を開催(上野地区) (2)災害時の被災者の支援体制づくり(ボランティアの派遣等)について ・7/13(木)被害状況の共有 ・災害時における対応検討事例 (3)地域食堂設置について
第3回	R5.11.16	(1)ボランティアによる身近な体制づくりについて (2)個別ケースについて (3)とくし丸利用状況調査について
第4回	R6.2.1	(1)ボランティアによる身近な支援体制づくりについて ・福部町地域支え合いサポート事業(案)について ・福部町地域支え合いフォーラム(案)開催について ・上野地区災害時の支援体制づくりについて (2)個別ケースについて (3)地域食堂立ち上げについて

〈概要〉

福部町地域包括ケアシステム推進連絡会から福部町地域共生社会推進連絡会へ名称変更を行いました。

個別ケースの検討から、ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の見守り体制づくりの強化、フレイル予防・介護予防について意識が低いこと等が課題としてあがり協議を行いました。

〈参加機関〉

福部町総合支所、鳥取市東部地域包括支援センター鳥取市中央人権福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課

[事務局]福部町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

連絡会	期日	内容
第1回	R6.5.16	(1)連絡会名称及び設置要綱の変更について (2)令和5年度新市域における連絡会の取り組みについて (3)地域支え合いサポート事業実施について (4)住民への介護サービスの情報提供、周知について (5)情報共有 ・地域食堂の進捗について ・個別ケースについて
第2回	R6.8.22	(1)情報共有 ・福部町支え合いサポート事業について ・個別ケースについて (2)ひとり暮らし高齢者の見守り・安否確認について (3)福部町推進会議の取り組みについて
第3回	R6.11.28	(1)個別ケースについて (2)ひとり暮らし高齢者の見守り・安否確認について (3)その他 ・福部町推進会議の取り組みについて ・鳥取市地域支え合いフォーラムの開催について ・福祉学習について ・相談窓口チラシについて
第4回	R7.3.13	(1)個別ケースについて (2)来年度の取り組みについて ・地域での居場所づくりについて ・今日までの連絡会のまとめから ・相談窓口チラシについて



連絡会の様子

参加機関の声

- ・総合支所と市社協の間でひとり暮らし高齢者や要支援者世帯についての情報共有の機会がなかったが、連絡会が情報共有の場になった。
- ・ふれあい収集の利用要件緩和について担当課は消極的であった。第一層に提案して上げるのが良いが、緩和した場合に対象世帯がどのくらい増えるのか具体的なデータを集める必要がある。

青谷町地域共生社会推進連絡会

〈結成日〉令和4年4月1日

〈開催頻度〉3ヶ月に1度 臨時開催有

●令和3年度

〈概要〉

協議体設置に向け、青谷町総合福祉センターと鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員が事務局となり準備会を開催しました。

〈参加機関〉

青谷町総合支所、気高人権福祉センター、鳥取市西部地域包括支援センター、小規模多機能型居宅介護施設ほのぼの、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課

[事務局]青谷町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

準備会	期日	内容
準備会	R4.3.14	(1)連絡会の設立にあたっての経緯と今後の取り組みについて (2)設置要綱(案)について

●令和4年度

〈概要〉

R3年度の準備会を経て、第二層協議体が立ち上がりました。

情報共有を行いながら、事例検討を通して各機関の役割を確認しました。

〈参加機関〉

青谷町総合支所、気高人権福祉センター、鳥取市西部地域包括支援センター、小規模多機能型居宅介護施設ほのぼの、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取県社会福祉協議会、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課

[事務局]青谷町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

連絡会	期日	内容
第1回	R4.6.15	(1)事業説明 (2)個別ケースについて ・他県の事例を用いて各関係機関の役割を確認 (3)その他 ・フレイル予防教室について
第2回	R4.10.26	(1)青谷町生活交通の現状と今後の見通しについて (2)連絡会の議事内容について ※青谷町総合支所産業建設課が出席

連絡会	期日	内容
第3回	R5.2.22	(1)つながりサポーター養成研修実施報告 (2)個別ケースについて ・他町の事例を用いて問題の解決方法について協議 (3)その他 ・気高人権福祉センターより情報共有

●令和5年度

〈概要〉

青谷町総合支所が策定している青谷町版総合戦略での取り組みを連絡会で協議したいと支所から要望がありました。障がいのある人に対する理解を深め社会参加できる機会や場をつくるというテーマをもとに、誰でも集える居場所づくりについて協議を行い、令和6年度にセンターサロンを主にした取り組みをしていくこととなりました。

〈参加機関〉

青谷町総合支所、気高人権福祉センター、鳥取市西部地域包括支援センター、小規模多機能型居宅介護施設ほのぼの、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取県社会福祉協議会、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課

[事務局]青谷町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

連絡会	期日	内容
第1回	R5.6.26	(1)設置要綱の確認について (2)令和4年度新市域における連絡会の取り組み状況について (3)青谷町版総合戦略について (4)個別ケースについて
第2回	R5.9.11	(1)青谷町版総合戦略について (2)個別ケースについて
第3回	R5.12.11	(1)青谷町版総合戦略について (2)個別ケースについて (3)その他 ・鳥取県社会福祉協議会より情報共有
第4回	R6.3.18	(1)青谷町版総合戦略について (2)個別ケースについて (3)その他 ・気高人権福祉センターより情報共有



連絡会の様子

●令和6年度

〈概要〉

青谷町地域包括ケアシステム推進連絡会から青谷町地域共生社会推進連絡会へ名称変更を行いました。

高齢者・障がい・子ども関係なく誰もが一緒に集える居場所として「サロンであおーや」を開催し、当日は連絡会参加機関だけでなく地域住民に食事づくりのボランティアとして協力してもらい、それぞれ役割を持ち運営を行いました。

〈参加機関〉

青谷町総合支所、気高人権福祉センター、鳥取市西部地域包括支援センター、小規模多機能型居宅介護施設ほのぼの、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取県社会福祉協議会、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課

[事務局]青谷町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

連絡会	期日	内容
第1回	R6.6.10	(1)連絡会名称及び設置要綱の変更について (2)令和5年度新市域における連絡会の取り組みについて (3)居場所づくりについて (4)個別ケースについて
第2回	R6.9.9	(1)居場所づくりについて (2)個別ケースについて
第3回	R6.12.9	「サロンであおーや」開催 場所:青谷町老人福祉センター 内容:レクリエーション 保健師による測定等 昼食 (1)「サロンであおーや」振り返り ※午前に「サロンであおーや」を開催し、 午後に協議・振り返りを行いました。
第4回	R7.3.3	(1)「サロンであおーや」アンケート集計 (2)地域の声！ (3)来年度の取り組みについて



令和6年度開催「サロンであおーや」



参加機関の声

- ・「孤立を防ぐ見守り支援事業」と「居場所づくり事業」の一覧表をまとめたことにより、多機関の事業が分かり、日々の業務の中で住民から相談があった時に助かっている。
- ・出てこれない人の発掘や、どう支援していくかをこの連絡会で協議する必要がある。

青谷町地域包括ケアシステム推進連絡会 各団体事業一覧

令和5年度作成「各団体事業一覧」

● 孤立を防ぐ見守り支援事業

事業名	対象者	内容	現状・課題
1 乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児と産婦	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問して悩みや不安を聞き、支援や適切なサービス提供につなげることで乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。	保健師と母子保健推進員が分担して全戸訪問を行っている。
2 中山間集落見守り活動支援事業	市内住民（主に高齢者）※案内に明確な対象者の明言がない。	中山間地域の事業者、市、県が協定を結び、異常が確認された場合は、事業者より市に連絡。市は区長や民生委員等と現場確認等を行う。	協定締結事業者数：33者（令和4年3月15日現在）
3 認知症高齢者家族やすらぎ支援員派遣サービス	認知症の在宅高齢者を介護している家族（見守られる高齢者が身体介護を常時必要とする場合は利用できません）	認知症の在宅高齢者を介護する家族の心身の負担を軽減するため、支援員を派遣し、介護者の代わりに見守りや話し相手を行う。100円/30分（生活保護世帯は無料）	現在の登録者数は232人。 9割ほどが旧市内の住民。
4 認知症高齢者等位置検索システム利用支援	認知症等により一人を外出することに不安を感じる方とその家族	認知症等により一人を外出することと不安を感じる方とその家族を対象に、認知症高齢者等の居場所を確認できる位置検索サービス（GPS）やおかえりQRを利用する際の初期費用の一部を助成。（上限1万円）	毎年申請をする必要がある。今年は2件。昨年は14件。昨年はおかえりQRの事業を行っている郵便局の広告により波及。おかえりQRコードを知ったことをきっかけに窓口で説明を聞き、それよりも高いGPSの方の購入の助成に利用される方が多いとのこと。

5	<p>認知症高齢者等 ご近所見守り応 援団協力店登録 事業</p>	<p>事業の目的に賛同し、次の各号の取り組みに協 力する事業所とする。</p> <p>(1) 認知症サポーター養成講座の受講 (2) 認知症高齢者等の家族への支援、正しい 知識の普及 (3) 認知症高齢者等の見守りや声かけ (4) 認知症高齢者等に対する適切な対応、 必要な場合の関係機関への連絡</p>	<p>認知症の方やその家族が安心して 買い物や店舗を利用できるために 協力してくださる事業所を募集。 事業所には事前に講座を受けても らってから申請してもらおう。協力 店には認知症の人にやさしいお店 の目印としてステッカーを配布 し、見えるところに貼ってもら う。</p>	<p>ご近所見守り応援団協力店一覧 8/17 現 在 (鳥取市：164 か所のうち、青谷 町：8 か所) ※市 HP に R5.2.22 現在の協力店一覧も 掲載 ・全市的には、協力店の存在をまだま だ知らない人も多いのでその周知が必 要。登録しても従業員全員に対応等が 浸透していないため、認知症の人への 対応が難しい場面もある。店側の対応 方法について啓発していくことが今後 の課題。</p>
6	<p>避難行動要支援 者支援制度への 登録啓発</p>	<p>避難行動要支援者は、災害時に自力で避難でき ない人を想定。該当するのはおおむね次の人 ◆避難所への移動が困難な方 ◆避難の必要性が理解・判断できない方 ◆災害情報等の収受が困難な方 ◆精神的に不安定になりやすい方</p>	<p>制度に申請された方の情報を「避難 行動要支援者 個別避難計画」とし て、支援者及び地域の支援組織（自 治会・町内会、自主防災会、民生委 員・児童委員、地区社会福祉協議会 等）並びに消防関係機関に提供し、 日ごろの見守りと災害発生時の支 援体制を整えるために活用する。</p>	<p>令和5年8月末現在登録者数：280人 (日置27人・日置谷33人・勝部31 人・中郷34人・青谷155人) この制度は共助があつて効果を発する ものであるが、制度内容が必ずしも理 解されていない。制度内容の理解促進 が急務。</p>
7	<p>ふれあい収集</p>	<p>現にホームヘルプサービスを利用し、次の要件 に該当する家庭ごみを排出場所まで持ち出す ことが困難な世帯 【要介護1以上】の1人暮らしの世帯 【視覚障害】又は【肢体不自由2級以上】の身 体障害者手帳の交付を受けている1人暮らし の世帯</p>	<p>高齢者や障がいのある方が、家庭か ら出るごみをごみステーションへ 持ち出すことが困難な場合に、鳥取 市のごみ収集委託業者が自宅前ま で収集に行くサービス。収集日にご みがでていなければならない、ごみ収集委託 業者は支所に報告、支所は介護事業</p>	<p>利用者：4人(日置1人・勝部1人・青谷 2人) 制度の周知</p>

		<p>【知的障がいの程度がAの療育手帳】の交付を受けている1人暮らしの世帯</p> <p>【障がいの程度が1級の精神障害者保健福祉手帳】の交付を受けている1人暮らしの世帯</p> <p>①から④に該当する者のみで構成される世帯</p> <p>◎【肢体不自由3級以上】かつ【車いすで生活している人】は、積雪時のごみ出し支援として、ホームヘルプサービスを利用していても冬季（12月から2月末）のみ対象</p>	所等に連絡し安否確認をする。	
8	安心ホットライン事業	おおよね65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯など	「緊急」または「相談」ボタンを押すと、あんしんセンターにつながる。本体から看護師の声が聞こえるため、手ぶらのまま会話可能。本体から離れた場所にいる場合は、ペンダントのボタンを押すとあんしんセンターへ通報。必要があれば協力員へ確認依頼。または救急車出動。	青谷町内の利用者は現在27名（R5.8.21現在）。 NTT を利用していない場合は設置ができてもつながらないことがある。 利用者内訳(青谷11人・日置谷3人・日置7人・中郷4人・勝部2人) 計27人
9	ひとり暮らし高齢者等福祉電話設置サービス	安心ホットライン事業の利用が必要で、低所得のため、現に電話を開設することができない市民税非課税世帯の人	安心ホットライン事業を受ける必要があるが（従来からの適用者はこの限りではありません。）、経済的に電話開設・維持の自己負担が困難な人に、必要な機器などを無償貸与するとともに費用の一部を助成。	自己負担について、毎月の電話通話料（設置費、基本料金などについては市が負担。）
10	愛の訪問協力員	ひとり暮らし高齢者等	民生委員が選出した協力員が安否	登録人数:42人（9/1現在）

	(地区社協)			確認・見守りをする。	高齢者同士の見守り 実態が不明
11	ふれあい型食事 サービス (地区社協)	ひとり暮らし高齢者等	ひとり暮らし高齢者等	月4回火曜日。夕方・祝日はなし。 地域ボランティアがおお弁当を作り配達する。	登録人数:65人(日置:10、日置谷:5、勝部:5、中郷:13、青谷:32) 担い手不足
12	ふれあいコール (センター)	ひとり暮らし高齢者	ひとり暮らし高齢者	宿直職員が、登録しているひとり暮らし高齢者に対し、安否確認の電話をする。	登録人数:14人 更新が出来ていないため、登録者は少ない
13	友愛訪問活動 (老人クラブ)	在宅会員	在宅会員	単位クラブ会長がお見舞い品を届ける。	
14	つながりサポーター 養成講座	孤立・孤独の状態にあつて、SOSが出せない方	85歳以上のひとり暮らし、または高齢者世帯	社会的孤立に悩む方が抱える問題が深刻化する前に、早期に見出し、必要な支援機関や居場所につなげられる人材を育成する。	令和4年度にスタートしたばかりなので、サポーターは市域でまだ50人ほどしかない。 研修に使用する動画を作成したり、出前研修を行ったりして、サポーターの人数を増やしていきたい。
15	認知症高齢者等 安心見守り登録 事業	認知症等により一人での外出に不安のある方等	認知症等により一人での外出に不安のある方	認知症等により一人での外出に不安のある人やトラブルに巻き込まれる心配のある人を事前に登録していただき、認知症になっても安心して外出でききるような仕組みをつくりながら、万が一の場合に備えるための事業	
16	コープきっちん (鳥取県共同生 協組合)	配食弁当利用者	配食弁当利用者	弁当配達時に安否確認	

青谷町地域包括ケアシステム推進連絡会 各団体事業一覧

令和5年度作成「居場所づくり事業一覧」

●居場所づくり事業

事業名	対象者	内容	現状・課題
1 キラリ☆えがおの会 (鳥取市西部地域 デイケア)	鳥取市西部地域(気高町・鹿野町・青谷町)の精神障がい者	人との交流や様々な体験を通して、参加者がより安心して楽しくいきいきと日常生活を送れることを目的として毎月1回(第1木曜日)主に気高保健センターで実施。	R5年度は青谷町からの参加者1名(中郷地区)。会場までは自身で移動が必要なため、ハードルが高い方が多く利用につなげられず参加者の減少が課題。
2 汐さいの会 (鳥取市西部地域 精神障がい者 家族会)	概ね鳥取市西部地域の在住する精神障がい者の家族	当事者や家族が安心して暮らすための活動を行う。月に1回(第2火曜日)集い、家族交流会により思いを語りあったり、精神障がいに対する病気や当事者への関わり方などについて学習を行う。	R5年度は青谷町からの参加者は1名(中郷地区)。
3 ひきこもり家族 教室	全市のひきこもり状態にある方の家族(本人は不可)	毎月第3火曜日午前10時から正午、さわやか会館3階多目的室で開催。 ひきこもりについて理解を深め、同じ悩みをもつ家族同士で学習や交流を行う。	R5年度は青谷町からの参加者なし。
4 アルコール・薬物・ギャンブル(ゲーム)等家族教室	全市のご家族の飲酒、薬物、ギャンブル(ゲーム)等のお困りのかた(本人は不可)	毎月第2金曜日午後1時30分から午後3時、さわやか会館3階第2研修室で開催。 アルコールや薬物、ギャンブル(ゲーム)等の正しい知識を得ること、参加者どうしの話し合いを通じて、ご家族自身がゆとりをもって自分らしく過ごしていけることを目指す。	R5年度は青谷町からの参加者なし。
5 高齢者教室	青谷町在住の60歳以上	5月から12月の間、毎月1回午後1時から午後3時まで総合支所で開催。生涯学習の場として、講義、体操、ものづくり等を行う。	R5年度登録が46名

6	音読教室	制限なし。	年に6回程度開催、定員10名。参加者みんな、絵本やお話を声に出して読む。	参加者は60代～80代が多い。
7	だっこのおはなし会	読み聞かせボランティア団体シルバールへ加入	年に1回だっこのおはなし会で、読み聞かせや手遊びをする。その準備として、講習会を実施。	参加者は60代～80代が多い。
8	食を通しての居場所づくり	どなたでも (児童館・社協・生活困窮者・・・等)	食材・食品を提供、支援。 それを通じてネットワーク作り。	
9	センターサロン	どなたでも	毎月第4木曜日 10:00～12:00 レクリエーション等	センターだよりで広報しているが参加者なし。
10	ふれあい・いきいきサロン (15サロン)	どなたでも		担い手不足
11	地域福祉活動助成事業	各自治会	各地域でふれあい交流の機会を作ってもらい、60歳以上の参加者1人当たり500円を助成する。	自治会によっては毎年申請がある。 コロナの影響か申請数は少ない。
12	おたっしや教室	65歳以上の高齢者	65歳以上の高齢者を対象に、運動指導や栄養指導、口腔ケア指導、認知症予防を目的とした教室を3カ月間(1回当たり2時間程度、全12回)開催。送迎あり。青谷地区は、4月～6月-7月～10月	
13	ふわっとカフェ	どなたでも	毎月 第2・第4金曜日開設 時間 14:00～ 町内にお住いの障がいをお持ちの方、引きこもりの方、その家族の方等を対象とした居場所づくり。	

国府町地域共生社会推進連絡会

〈結成日〉令和4年8月17日
 〈開催頻度〉3ヶ月に1度 臨時開催有

●令和4年度

〈概要〉

協議体設置に向け、国府町総合福祉センターと鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員が事務局となり準備会を開催しました。

準備会を経て、第二層協議体が立ち上がりました。

個別ケースについて協議し、担当の民生委員、かかりつけ医に出席していただきました。

〈参加機関〉

国府町総合支所、国府人権福祉センター、鳥取東保健センター、鳥取市東部地域包括支援センター、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課

[事務局]国府町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

準備会 連絡会 準備会	期日	内容
	R4.5.31	(1)鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会について (2)用瀬町地域包括ケアシステム推進連絡会について (3)新市域における各地域への働きかけ及び取り組み状況について (4)国府町への働きかけについて (5)今後の方向性、取り組みについて ※鳥取県社会福祉協議会が出席
第1回	R4.8.17	(1)国府町地域包括ケアシステム推進連絡会設置要綱について (2)個人情報取り扱いについて (3)関係機関主催会議と本連絡会の違いについて (4)個別ケースについて ※担当民生委員が出席
臨時会	R4.9.28	(1)個別ケースについて (2)その他 ・情報共有(国府人権福祉センター) ※もとだクリニック院長が出席
第2回	R4.11.29	(1)個別ケースについて (2)関係機関事業、専門分野紹介について (3)その他 ・新市域連絡会状況について
第3回	R5.2.3	(1)個別ケースについて (2)つながりサポーター養成研修について (3)懸念される地域住民について (4)相談窓口チラシについて

●令和5年度

〈概要〉

気になる方のケースについて共有を行いました。

また、アセスメントシートによる地域資源の確認や健診受診率等の情報から、地区へどのようにアプローチしていくか協議を行いました。

〈参加機関〉

国府町総合支所、国府人権福祉センター、鳥取東保健センター、鳥取市東部地域包括支援センター
鳥取市中央人権福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課
[事務局]国府町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

連絡会	期日	内容
第1回	R5.5.17	(1)令和4年度新市域における連絡会の取り組みについて (2)個別ケースについて (3)国府町について感じていること
第2回	R5.8.16	(1)個別ケースについて (2)防災と見守り体制づくりについて (3)相談窓口チラシについて
第3回	R5.11.15	(1)個別ケースについて(報告) (2)防災について (3)相談窓口チラシについて (4)個別ケースについて(共有) (5)旧市域での取り組み状況について
第4回	R6.2.21	(1)個別ケースについて (2)アセスメントシートによる町内の資源確認について



連絡会の様子

●令和6年度

〈概要〉

国府町地域包括ケアシステム推進連絡会から国府町地域共生社会推進連絡会へ名称変更を行いました。

国府町の強み・弱みについてグループワークを行い一覧表にまとめました。特に防災について避難行動要支援者名簿、支え愛マップがキーワードとしてあがり、連絡会参加機関で模擬の支え愛マップを作成し、町内でマップ作成ができるよう働きかけを行うこととしました。

〈参加機関〉

国府町総合支所、国府人権福祉センター、鳥取東保健センター、鳥取市東部地域包括支援センター
鳥取市中央人権福祉センター、鳥取市中央包括支援センター(第2回～)、鳥取市社会福祉協議会
地域支え合い支援課
[事務局]国府町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

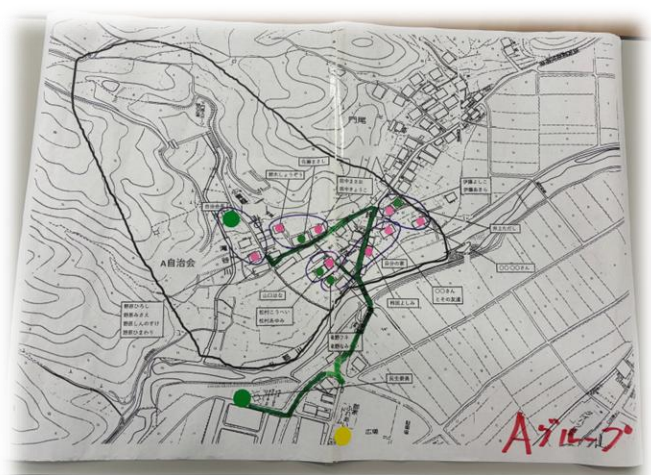
連絡会	期日	内容
第1回	R6.5.15	(1)連絡会の名称及び設置要綱の変更について (2)令和5年度新市域における連絡会の取り組み状況について (3)個別ケースについて (4)連絡会の役割について (5)国府町の強み・弱みについて
第2回	R6.8.21	(1)国府町の強み・弱み一覧表をもとに意見交換 (2)強み・弱み一覧表の“防災”の対策・対応について
第3回	R6.11.19	(1)個別ケースについて (2)個人情報保護について(映像視聴) (3)避難行動要支援者制度について
第4回	R7.2.19	(1)個別ケースについて (2)サロン訪問について (3)支え愛マップを作ってみよう

参加機関の声

- ・模擬の支え愛マップ作成を体験し、とても良かった。自身の町内会でも取り組んでみたい。
- ・個別ケースについて簡易なものでよいので、全機関から事例を出し、検討してはどうか。



令和6年度実施「国府町の強み・弱みグループワーク」



令和6年度実施「模擬支え愛マップ」

鹿野町地域共生社会推進連絡会

〈結成日〉令和4年9月7日

〈開催頻度〉3ヶ月に1度 臨時開催有

●令和4年度

〈概要〉

協議体設置に向け、令和3年度に鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員が総合支所へ説明を行い、令和4年度に立ち上がりました。準備会は開催せず、第1回の連絡会で設置要綱等の確認を行いました。

また、SOSを出せない方のために相談窓口チラシを作成しました。

〈参加機関〉

鹿野町総合支所、気高人権福祉センター、鳥取市西部地域包括支援センター、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課

[事務局]鹿野町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

連絡会	期日	内容
説明	R3.12.15	(1)鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会について (2)新市域におけるモデル地域の取り組みについて (3)モデル地域からの水平展開の取り組みについて (4)地域共生社会の取り組みについて ※鹿野町総合支所、鹿野町総合福祉センター 鳥取県社会福祉協議会、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員が出席
第1回	R4.9.7	(1)事業説明 ・鳥取市中央人権福祉センター ・気高人権福祉センター (2)設置要綱確認 (3)今後の取り組み ・相談窓口の広報方法について ・アウトリーチの方法について (4)その他 ・多職種連携事例共有
第2回	R4.12.21	(1)つながりサポーター養成研修について (2)相談窓口チラシについて (3)次回の連絡会について (4)その他 ・情報共有(気高人権福祉センター)

●令和5年度

〈概要〉

情報共有をメインとしています。個別ケースを協議し、地域資源につなげることができました。
令和4年度に作成した相談窓口チラシをリニューアルしました。

〈参加機関〉

鹿野町総合支所、気高人権福祉センター、鳥取市西部地域包括支援センター、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取県社会福祉協議会、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課
[事務局]鹿野町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

連絡会	期日	内容
第1回	R5.4.19	(1)令和4年度新市域における連絡会の取り組みについて (2)地域食堂について (3)その他 ・相談窓口チラシについて ・あったかハート訪問事業について ・きらり号について ・センターサロン、ふれあいデイサービスについて
第2回	R5.7.19	(1)地域食堂について (2)鹿野町について意見交換
第3回	R5.11.1	(1)相談窓口チラシについて (2)台風7号における各関係機関の対応について (3)その他 ・ふれあいデイサービスについて ・個別ケースについて
第4回	R6.1.17	(1)相談窓口チラシについて (2)鹿野町社会福祉協議会役員研修会報告 (3)個別ケースについて ※障がい者支援センターそよかぜが出席

●令和6年度

〈概要〉

鹿野町地域包括ケアシステム推進連絡会から鹿野町地域共生社会推進連絡会へ名称変更を行いました。

「認知症になっても安心して暮らせる地域」をテーマにあげ、連絡会参加機関で勉強し理解を深めました。

〈参加機関〉

鹿野町総合支所、気高人権福祉センター、鳥取市西部地域包括支援センター、鳥取市中央人権福祉センター、鳥取県社会福祉協議会、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い支援課
[事務局]鹿野町総合福祉センター、鳥取市社会福祉協議会地域支え合い推進員

連絡会	期日	内容
第1回	R6.4.17	(1)令和5年度新市域における連絡会の取り組みについて (2)連絡会名称及び設置要綱の変更について (3)相談窓口チラシについて (4)個別ケースについて (5)見守り事業について
第2回	R6.7.17	(1)つながりサポーター養成研修会について (2)見守り事業について
第3回	R6.10.16	(1)認知症について ・認知症についての勉強会、グループワーク (2)その他 ・精神障がい者や家族が安心して暮らせるための活動紹介 ※鳥取市西部地域包括支援センター認知症地域支援推進員が出席
第4回	R7.1.15	(1)大工町サロン訪問について (2)認知症について(これから新たにできそうなこと)

参加機関の声

- ・身近に集いの場を増やしていくことが、住民同士の見守りにつながっていくのではないかと。
- ・既存の居場所や取り組みをなくさないための策を考えることが重要である。

相談窓口のご案内

生活の『困りごと』『心配ごと』等々…どこに相談したら良いか分からないお悩みはありませんか？



☆関係機関と連携し、課題解決に向けたお手伝いをします☆

お気軽にご相談ください

*相談受付時間 午前9時～午後5時

(土日祝・12月29日～1月3日は除く)

*相談内容の秘密は厳守します *ご都合の良い機関にご連絡ください

鹿野町総合支所(市民福祉課)

電話：0857-30-8684

鳥取市西部地域

包括支援センター

電話：0857-30-7780

鹿野町総合福祉センター

電話：0857-84-3113

気高人権福祉センター

電話：0857-82-3363

鹿野町地域包括ケアシステム推進連絡会 発行

7. 今後の課題・展望について

新市域で初めて第二層協議体が立ち上がってから約6年が経過し、当初目指していた町内関係機関の横のつながりの強化や、地域住民と協働した地域づくりができつつあります。

今後、より充実した協議体へしていくためには、

①地域住民の参画 ②新たな資源等の開発 ③第一層協議体への提案が必要になると考えます。

①地域住民の参画

現在、河原町では地域住民が参画していますが、その他7町は町内関係機関のみの構成となっています。今後は他7町でも住民参画を目指し、地域の声を直接把握することで、より地域に根づいた取り組みにつなげていく必要があると考えます。

②新たな資源等の開発

これまで、横のつながり強化を重点的に行い、取り組みを進めるための体制ができています。今後は、見えてきた地域課題を解決するための仕組みづくりや居場所づくり等、各町の地域特性に合った取り組みを進めていく必要があると考えます。

③第一層協議体への提案

第二層協議体で出たニーズや課題は、その地域特有のものではなく鳥取市全体として考えていくべきものもあります。第二層協議体は、そのようなニーズや課題を第一層協議体へ引き上げていく役割もありますが、これまで提案に至ったことはありません。今後は第二層協議体で出た地域課題を集約し、鳥取市としての政策や取り組みへつなげる視点を持ちながら第二層協議体を運営していく必要があると考えます。

8. おわりに

令和5年8月の台風7号の災害で被害のあった佐治町では、日頃から関係機関同士の横のつながりがあったからこそ、災害時でも円滑に連携することができました。また、定期的に情報共有できる場として第二層協議体が立ち上がっていたことで、スムーズな対応ができたと感じています。

第二層協議体は、地域支え合い推進員が日々の活動で関係機関や地域住民とつながり、関係性が作れていたことで立ち上げることができました。令和7年6月末をもって新市域の地域支え合い推進員は鳥取地域に配置換えとなりますが、新市域の活動で得たことを新たな担当地域でも活かしていけるよう努めていきたいと思いをします。

社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会 地域支え合い支援課
新市域担当 地域支え合い推進員：西尾・田村

発行：令和7年7月